

NEWS LETTER

CHINA SCIENCE PATENT & TRADEMARK AGENT LTD April 1, 2021

中国では、商標法に懲罰的賠償制度が規定されています。そして、本年6月に施行される改正専利法にも懲罰的賠償制度が新設され、その運用が開始されます。

最高人民法院は、懲罰的賠償制度が適切に運用されるよう、懲罰的賠償制度を適用した6件の典型的な民事事件を公表しました。

その概要を下記のとおり纏めましたので此処に報告いたします。今後の中国での訴訟にあたり、ご参考になれば幸いです。

中科專利商標代理有限責任公司

日本事務所

TEL:06-6881-5550

FAX:06-6881-5510

e-mail: zhang@csptjp.com

知識産権侵害民事事件に適用された懲罰的損害賠償の典型案例

2021-03-15 に発布 出所: 最高人民法院

最高人民法院は、本年3月に「知的財産権侵害の民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」を公布しました。

それに続いて、中国全域の裁判所において、この解釈が正確に解釈され、懲罰的賠償制度を適切に運用されるよう、懲罰的賠償制度を適用した6件の典型的な民事事件を公表しました。

その概要は下表のとおりです。

事件	主題	賠償額	懲罰倍率	要点
1	秘密技術	3000 万元	5 倍	技術秘密貢献度、侵害者悪意、侵害規模、侵害継続期間、挙証妨害行為
2	商標	18 万元	2 倍	商標知名度、損害規模、侵害者悪意
3	商標	5000 万元	3 倍	商標知名度、侵害規模、侵害期間、品質不良
4	商標	200 万元	2 倍	—
5	商標	103 万元	3 倍	行政部門処罰、侵害規模
6	商標	127 万元	3 倍	商標知名度、侵害規模、品質不良

なお、専利事件の懲罰的賠償は未だありませんが、末尾添付解釈の第3条、第4条の定めが指針となりますのでご参照願います。

(出典: 最高人民法院公式サイト 2021年3月15日)

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-290651.html>



1. 広州天賜社など VS 安徽 Newsmy 社などの技術秘密侵害紛争事件「(2019)最高法知民終 562 号, 最高人民法院」

判決	種別	賠償額	懲罰倍率
2019 年	秘密情報不正使用	3000 万元	5 倍
<p>事件経緯</p> <p>1. 広州天賜社、九江天賜社は、華氏、劉氏、安徽 Newsmy 社、呉氏、胡氏、朱氏、彭氏が「卡波」製造工程技術の秘密を侵害したことを主張して、広州知識産権法院へ訴訟を提起し、侵害停止、損害賠償、謝罪を請求した。</p> <p>2. 広州知識産権法院は、侵害行為を認定し、故意的侵害と侵害経緯を考慮して、2.5倍の懲罰的損害賠償を適用した。</p> <p>3. 広州天賜社、九江天賜社と安徽 Newsmy 社、華氏、劉氏は、一審判決に対して不服のため、最高人民法院に上訴した。</p> <p>4. 最高人民法院は、審理において次の判断が示された。</p> <p>訴えられた行為は、技術秘密に対する侵害に相当するが、一審判決において損害賠償を確定する際に技術秘密の貢献度を十分に考慮しておらず、また、懲罰的損害賠償を確定する際に侵害者の主観的悪意の程度及び権利侵害を業としたこと、侵害規模、侵害期間、挙証妨害行為など深刻な事情を十分に考慮していなかった。</p> <p>5. したがって、一審判決の侵害停止を維持した上で、最高の5倍の計算で懲罰的損害賠償を適用した。安徽 Newsmy 社から広州天賜社、九江天賜社へ経済損失 3000 万元の賠償及び合理的な支払費用 40 万元を判決した。</p> <p>懲罰的賠償の判定指針(上記4項参照)</p> <p>① 技術秘密の貢献度を十分に考慮すること</p> <p>② 侵害者の主観的悪意の程度及び権利侵害を業としたこと</p> <p>③ 侵害規模、侵害の継続期間、挙証妨害行為などの深刻な事情を十分に考慮すること</p>			

2. 鄂爾多斯(オールドス)社 VS ミッキー(Miki)社の商標権侵害紛争事件「(2015)京知民初字第 1677 号, 北京知識産権法院」

判決	種別	賠償額	懲罰倍率
2015 年	商標侵害	18 万 2805 元	2倍
<p>事件経緯</p> <p>1. 2004 年 2 月 14 日にオールドス社は、第 25 区分のスカーフ、衣類、手袋などの商品を指定した登録商標「鄂爾多斯」の専用使用権を取得した。</p> <p>2. 20015 年 6 月にオールドス社は、ミッキー社が天猫のウェブサイト「ミッキー衣料品専門店」で販売している「カシミア糸」製品に商標「鄂爾多斯」を使用していることを発見した。</p> <p>3. オールドス社は、ミッキー社に対し、北京知識産権法院に侵害訴訟を提起した。</p> <p>4. 北京知識産権法院の判決要旨は次の通りである。</p> <p>①ミッキー社の侵害行為より得られた利益は、侵害製品の販売数、製品単価及び製品の合理的な利益率の積によって確定できる。</p> <p>②オールドス社の商標「鄂爾多ス」は高い知名度があり、「天猫」店の製品利益率も比較的高い。訴えられた侵害行為は商標権利者に与えた損害がより深刻である。</p>			

- ③ ミッキー社は、「ウール、スカーフ糸、カシミア糸」などの衣類に関する商品の経営者として、その商標の知名度を知っているべきであり、自営店で当該商標とほとんど同じ標識を使用して、且つ使用期間が長いので、主観的な悪意は明らかである。

5. 北京知識産権法院は、侵害状況は深刻であり、ミッキー社が侵害による得た利益の**2倍**の賠償額を確定した。

懲罰的賠償額を判定指針(上記4項参照)

- ・商標の知名度
- ・商標権者へ与えた損害の深刻度
- ・侵害者の悪意(商標の認知度、商標の使用期間)

3. 小米科技社など VS 中山奔騰社などの商標権侵害及び不正競争紛争事件「(2019)蘇民終 1316 号, 江蘇省高級人民法院」

判決年	種別	賠償額	懲罰倍率
2019 年	商標侵害	5000 万元	3 倍

事件経緯

1. 小米科技社、小米通信社は、「図形」、「智米」など一連の商標を登録した。小米科技社、小米通信社は、2010 年以來、業界内の名誉を得ており、各メディアは小米科技社、小米通信社に対して、連続して広く報道していた。
2. 2011 年 11 月に中山奔騰社は、「小米生活」商標を出願し、2015 年に登録された。その指定商品は、電気炊飯器、給湯器、電気圧力鍋などである。
しかしながら、2018 年に「小米生活」登録商標は「不正手段を介して登録された」という理由により無効となった。
なお、中山奔騰社は、登録した 90 余りの商標において、複数の小米科技社の「小米」、「智米」に類似する標識を含んでおり、「百事可樂 PAPSIPAPNE」、「蓋樂世」、「威猛先生」など知名ブランドに類似する標識もあった。(冒認商標登録)
3. 江蘇省高級人民法院の判定要旨は次の通りである。
 - (1) オンラインショップ商品のコメント数は、認定商品のやり取り数を参考根拠とすることはでき、本案件にかかわる 23 個のショップの販売額は、本案件権利侵害による得た利益額の計算範囲に入れることが出来る。
 - (2) 二審までの期間において、中山奔騰社などは、依然として被疑侵害商品を宣伝、販売続けており、明らかな悪意がある。
 - (3) 中山奔騰社などは、複数のビジネスプラットフォーム、多くのオンラインショップを通して販売している。ホームページに示された侵害商品は、多種多様であり、侵害規模が大きく、この状況も懲罰的損害賠償を確定する際に考慮する要因になる。
 - (4) 「小米」商標は、知名商標であり、高い知名度、評価及び市場への影響力がある。
 - (5) 被疑侵害商品は、上海市市場監督局により非合格製品として認められ、一部のユーザーから被疑侵害商品が品質の問題があるとの苦情があった。
4. 江蘇省高級人民法院は、中山奔騰社などの侵害行為は、小米科技社、小米通信社のよい評判に対する損害を与えており、もっと強く懲罰しなければならず、権利侵害による得られた額を賠償基数とし、**3倍**の確定賠償額で小米科技社、小米通信社より主張された 5000 万元の賠償額を支持する。

懲罰的賠償額の判定指針(前記3項参照)

- ・商標の知名度(4)
- ・商標権侵害の規模(3)



- ・商標権侵害の期間(2)
- ・侵害品の品質不良(5)

4. 五糧液社 VS 徐中華などの商標権侵害紛争事件「(2019)浙 8601 民初 1364 号, 杭州鉄道運輸法院; (2020)浙 01 民終 5872 号, 浙江省杭州市中級人民法院」

判決年	種別	賠償額	懲罰倍率
2020 年	商標侵害	200 万元	2 倍
事件経緯			
<ol style="list-style-type: none"> 1. 五糧液社は、商標登録者の許可を得て登録商標「囟形」の専用権を所有している。 2. 徐中華氏が実際に経営している店は、模倣品の五糧液白酒の販売及び「五糧液」ショップサインの無断使用により行政罰金され、懲役などの罰則が科せられた。 3. 一審、二審法院は、徐中華氏などの上記の事情によって、侵害行為の方式、継続期間などの要因を考慮して、侵害を業としていることを認定し、2倍の懲罰的賠償責任を命令した。 			

5. アディダス社(adidas) VS 阮国强などの商標権侵害紛争事件「(2020)浙 03 民終 161 号, 浙江省温州市中級人民法院」

判決年	種別	賠償額	懲罰倍率
2020 年	商標侵害	103 万 7337.84 元	3 倍
事件経緯			
<ol style="list-style-type: none"> 1. アディダス社は、「adidas」シリーズ商標権を持っており、且つ知名度が高い。 2. 阮国强氏などが投資して設立した正邦社は、2015 年から 2017 年まで、「adidas」シリーズ商標権を侵害する靴アップパー製品を行政部門により3回押収されていた。これらの行政処罰を受け、侵害製品の累積数は 17000 足余りに達した。 3. アディダス社は、民事訴訟を提起して、懲罰的賠償を適用して、阮国强氏などがアディダス社の経済損失 264 万 1695.89 元を賠償するように請求した。 4. 浙江省温州市中級人民法院の判決要旨は次の通りである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 正邦社の悪意は明らかであり、継続期間が長く、結果が悪く、深刻な状況になっている。 (2) 189 元/足の靴の単価を計算の基礎として使用し、アディダス社が提供した 2017 年の財務諸表に示されている 50.4%の粗利益率を採用する。 (3) そして、正邦社が 3 度目に押収した 6,050 足の靴アップパーの販売量で計算し、被疑侵害製品はすべて靴のアップパー製品である靴の非完成品のこと、消費者に直接使用することはできないことを考慮して 40%を裁量控除した。 5. 浙江省温州市中級人民法院結局は、上記計算の結果として、アディダスの経済損失 34 万 5,779.28 元を 3倍して、103 万 7337.84 元の賠償額を決定した。 			
懲罰的賠償額の判定指針(上記4項参照)			
<ul style="list-style-type: none"> ・行政部門に 3 回処罰された経緯があること ・侵害品の数量が膨大であること 			

6. 欧普社 VS 華昇社の商標権侵害紛争事件「2019) 粵民再 147 号, 広東省高級人民法院」

判決年	種別	賠償額	懲罰倍率
2019 年	商標侵害	1,27 万 7,500 元	3 倍
<p>事件経緯</p> <ol style="list-style-type: none"> 欧普社は、「図形欧普」、「欧普」の登録商標の権利者である。その指定商品は、灯、蛍光灯などであり、その中に「図形欧普」登録商標が何回も広東省著名商標と認定され、2007 年に中国知名商標と認定された。 華昇社は、製造したテーブルランプ、常夜灯などの灯製品について、関連宣伝ウェブサイト「欧普特」、「OUPUTE 欧普特」、「ⓄOUPUTEⓅ欧普特」及び「図形」などの標識を使用し、各大形デパート及び天猫などのウェブサイト上で当該製品を販売、許諾販売していた。 華昇社が製造した灯商品は品質が不合格のため、行政機関より処罰された。 欧普社は法院に起訴して、華昇社の商標権侵害を認定し、懲罰的賠償を適用し、経済損失及び合理的な費用 300 元を賠償することを請求した。 一審、二審法院は、ともに華昇社が商標権侵害を構成していないと判定し、訴訟請求を支持しなかった。 欧普社は、広東省高級人民法院に再審を請求し、同法院の判定要旨は次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> 欧普社が保護を求める商標は、顕著性が高く、よく知られているレベルに達している。 華昇社が灯製品で使用している標識は、欧普社の登録商標と類似しており、混同を引き起こしやすく、商標権侵害を構成すると認定しなければならない。 華昇社は、同業界の経営者として、欧普社とその商標が高い評判と知名度を享受していること、照明製品の「欧普特」商標の登録申請が拒絶されたことを知りながら、意図的に「欧普特」商標を他の区分に登録し、灯商品に使用し、侵害製品の大量生産のうえ販売し、且つ、製品の品質が不合格であり、欧普社の商標権を侵害する主観的な悪意は明らかである。この状況は深刻であり、懲罰的損害賠償を適用しなければならない。 広東省高級人民法院は、関連する商標のライセンス料と侵害行為の期間に応じて、賠償基数は 1,27 万 7,500 元と決定し、そして、華昇社の主観的な悪意と、侵害行為の性質、状況、および結果などの要因を総合的に考慮し、賠償額は賠償基数の3倍に基づいて判定した。 <p>懲罰的賠償額の判定指針(上記6項参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商標の知名度(1) ・商標の認知度(3) ・商標権侵害の規模(3) ・侵害品の品質不良(3) 			

以上



最高人民法院
2021年3月2日
法积〔2021〕4号

最高人民法院による知的財産権侵害の民事事件の審理における 懲罰的賠償の適用に関する解釈

(2021年2月7日に最高人民法院審判委員会第1831回会議にて採択し、2021年3月3日より実施する)

知的財産権の懲罰的損害賠償制度を正しく実施するために、法律に従って知的財産権の重大な侵害行為を罰し、知的財産権の保護を全般的に強化し、「中華人民共和国民法典」「中華人民共和国著作権法」「中華人民共和国商標法」「中華人民共和国専利法」「中華人民共和国反不正競争法」「中華人民共和国種子法」「中華人民共和国民事訴訟法」等の関連法律規定に基づいて、裁判実践によって本解釈を制定する。

第1条 原告は、被告が、その法律による享受している知的財産権を故意に侵害していると主張し、状況が深刻であり、懲罰的損害賠償責任を負うよう判決を請求する場合、人民法院は法律に従って審理し処理しなければならない。

本解釈で言及されている「故意」とは、商標法第63条第1項および反不正競争法第17条第3項に規定された悪意が含まれている。

第2条 原告が懲罰的損害賠償を請求する場合は、訴訟の提起時に賠償額、計算方法およびその根拠となる事実と理由を明確にしなければならない。

原告が第一法廷での弁論が終了する前に懲罰的損害賠償の請求を追加する場合、人民法院はそれを承認しなければならない。第二審に懲罰的損害賠償の請求を追加する場合、人民法院は、当事者の自主原則に基づいて調停を行うことができ、調停ができない場合は、別途訴訟を提起するよう当事者に通知する。

第3条 知的財産権侵害の故意の認定について、人民法院は、侵害された知的財産権客体の種類、権利状態および関連製品の知名度、被告と原告または利害関係者との間の関係などの要因を総合的に考慮しなければならない。

以下の状況に対して、人民法院は、被告が知的財産権を侵害する故意があると初期的に認定することができる。



(1) 被告は、原告または利害関係者から通知または警告を受けた後も、侵害を実施し続ける場合；

(2) 被告またはその法定代表者、管理者は、原告または利害関係者の法定代表者、管理者、実際の支配者である場合；

(3) 被告と原告または利害関係者の間に労働、労務、協力、ライセンス、経営販売、代理、代表などの関係が存在し、且つ侵害された知的財産権と接触した場合；

(4) 被告と原告または利害関係者の間に業務の取引または契約などの締結について交渉して、且つ侵害された知的財産権と接触した場合；

(5) 被告は、海賊行為、登録商標の冒認出願行為を行った場合；

(6) 故意と認定できる他の状況。

第4条 知的財産権の侵害状況が深刻であるとの認定について、人民法院は、侵害の手段、頻度、侵害行為の継続期間、地域範囲、規模、結果、訴訟における侵害者の行為などの要因を総合的に考慮しなければならない。

被告は以下の状況がある場合、人民法院は状況が深刻であると認定することができる。

(1) 侵害による行政処罰または法院により責任を負う判決を下した後、同様または類似の侵害行為を再度実施した場合；

(2) 知的財産権の侵害を事業とする；

(3) 侵害証拠を偽造、破壊または隠蔽する；

(4) 保存裁定の実行の拒否；

(5) 侵害による利益を得たまたは権利者は莫大な損失を受けた；

(6) 侵害行為は、国家安全、公益または個人の健康を危害される可能性がある；

(7) 状況が深刻であると認定できるその他の状況。

第5条 人民法院は懲罰的損害賠償額を確定する際に、それぞれの関連法律に従い、原告の実際の損失金額、被告の違法による得られた金額または侵害による得られた利益を計算の基数とする。その基数には、原告が侵害を阻止するために支払った合理的な費用は含まれない。法律で別途の規定がある場合、その規定に従う。

前項に呼ばれた実際の損失金額、違法による得られた金額、侵害による得られた利益を計算することは困難である場合、人民法院は、法律に従いその権利のライセンス料の倍数で合理的に決定し、これを懲罰的損害賠償額の計算基礎とする。

人民法院は、法律に従って被告に、その所有していた侵害行為に関連する帳簿、資料を提供するよう命じ、被告が正当な理由なしに提供することを拒否または虚偽の帳簿、資料を提供する場合、人民法院は、



原告の主張および証拠を参照して懲罰的損害賠償額の計算基数を決定することができる。民事訴訟法第111条に規定された状況を構成する場合は、法に従って法定責任を追及する。

第6条 人民法院は、法律に基づいて懲罰的損害賠償の倍数を決定する場合、被告の主観的過失の程度、侵害行為の状況の深刻性などの要因を総合的に考慮しなければならない。

同じ侵害行為に対して行政罰金または刑事罰金が科され、執行が完了し、被告が懲罰的損害賠償責任を減額または免除すると主張する場合、人民法院はそれを支持しないが、前項で述べた倍数を決定する際に総合的に考慮することができる。

第7条 本解釈は2021年3月3日より実施する。最高人民法院により以前に発布された関連する司法解釈が本解釈と一致しない場合、本解釈が基準とする。

出所:最高人民法院

完